

第 3 期
(第4四半期)

計 算 書 類

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月 31日

埼玉県 川越市 脇田本町 13番22号

株式会社 川越学校給食サービス

貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(559,161,943)	流動負債	(124,070,142)
現金及び預金	142,429,408	未払費用	123,184,342
売掛金	123,413,181	未払法人税等	885,800
割賦売掛金	5,285,855		
割賦資産	267,911,939	固定負債	(403,036,243)
前払費用	2,145,000	長期借入金	403,036,243
繰延税金資産	51,386		
未収消費税等	17,925,174		
		負債の部合計	527,106,385
		純資産の部	
		株主資本	(32,055,558)
		資本金	30,000,000
		利益剰余金	(2,055,558)
		その他利益剰余金	(2,055,558)
		繰越利益剰余金	2,055,558
		純資産の部合計	32,055,558
資産の部合計	559,161,943	負債及び純資産の部合計	559,161,943

損 益 計 算 書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年 3月31日)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科 目	金 額
I 売上高	4,295,534,467
II 売上原価	4,274,729,925
売上総利益(△損失)	20,804,542
III 販売費及び一般管理費	6,093,483
営業利益(△損失)	14,711,059
IV 営業外収益	
受取利息	1,382
雑収入	52
V 営業外費用	
支払利息	3,944,508
経常利益(△損失)	10,767,985
税引前当期純利益(△損失)	10,767,985
法人税、住民税及び事業税	886,010
法人税等調整額	△ 51,386
当期純利益(△損失)	9,933,361

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年 3月31日)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	30,000,000	△ 7,877,803	△ 7,877,803	22,122,197	22,122,197
当期変動額					
当期純利益(△損失)		9,933,361	9,933,361	9,933,361	9,933,361
当期変動額合計	-	9,933,361	9,933,361	9,933,361	9,933,361
当期末残高	30,000,000	2,055,558	2,055,558	32,055,558	32,055,558

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

開発事業等支出金 個別法による原価法

割賦資産 個別法による原価法

2. 収益及び費用の計算基準

①施設整備収入及び施設整備原価の計上基準

事業契約による引渡期日を基準として、施設引渡時に施設整備に対する対価を売上高に、施設整備原価を売上原価に計上します。

②割賦販売取引における収益及び費用の計上基準

割賦販売取引は商品引渡時に、その契約高の全額を割賦債権に計上し、支払期日到来の都度、割賦収入及びそれに対応する割賦原価を計上している。なお、期日未到来の割賦債権に対応する割賦未実現利益は繰延処理している。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式にて処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末日における発行済株式の数 普通株式 600 株

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 53,425 円 93 銭

2. 1株当たり当期純利益 16,555 円 60 銭

付属明細書

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科目	金額	
事務用品費	4,278	
通信交通費	1,851	
保険料	668,920	
租税公課	36,766	
業務委託費	5,381,668	
販売費及び一般管理費		6,093,483

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月15日

株式会社川越学校給食サービス

取締役会 御中

成川毅公認会計士事務所

公認会計士



私は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、株式会社川越学校給食サービスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上